

プロポーザル方式による業者選定経過に係る情報公開基準

1 目的

この基準は、浪江町閉校小中学校校舎等利活用事業事業者募集要項に定める業者選定経過に係る浪江町情報公開条例（平成11年3月25日条例第13号。以下「条例」という。）に基づく情報公開の基本的な取扱いを定めるとともに、業者選定の一層の透明性を確保し、町民に対する説明責任を果たすことを目的として定める。この基準の運用にあたっては、業者選定に応募する者に事前に当該内容を周知し、了解の上応募することを条件とする。

2 対象とする案件

要項に基づく業者選定及び要項に準拠して実施する業者選定の経過に係る情報。

3 本基準の運用について

本基準は一般的な判断の目安として運用する。

4 公開対象文書および公開基準

凡例 ○：公開 △：一部公開 ×：非公開

対象情報の名称 (例示)		契約締結前 (注 1)	契約締結後 (注 2)	
選定委員会				
	委員名簿	×	○	
	議事内容の記録	×	○	町職員等以外の外部委員の 発言については、発言者が 特定できない形で原則公開 とする。
募集要項		○	○	
事業者を選定するための評価項目・配点		○	○	
採点基準		×	○	ただし、公表することで今 後の事業選定に支障が生じ ることが明確である事項に 限り、非公開とすることが できる。

参加申込に関する書類				
	応募申込書、応募資格申出書	×	△	原則として、公表されている事項を除き非公開とする。 ＜非公開とする情報の例＞ ・ 法人代表者の印影 ・ 納付すべき税額及び納付済額 ・ 担当者の氏名、役職、メールアドレス等
	会社組織図、会社概要	×	△	
	事業者概要書、財務諸表、納税証明書、業務実績等	×	△	
事業提案に関する書類 (注3)				
	事業提案書、事業運営計画書、資金計画書等	×	△	条例第6条各号事由に該当すると認められる部分は、非公開とする ＜非公開とする情報の例＞ ・ 個人情報 ・ 営業秘密
	プレゼンテーション、ヒアリングの内容	×	△	
評価結果		×	○	募集時に公表することを明記するものとする。
選定結果通知		×	○	

(注 1) 契約締結前は条例第 6 条第 6 号（意思形成過程情報）に該当し、業者選定経過に関する情報であり公開することにより公正かつ適切な業者選定に支障を及ぼすと認められたものは、非公開とする。

(注 2) 辞退者に係る情報は含まない。

(注 3) 条例第 6 条各号事由に該当するかどうかの判断を行う際は、提案書の提出者に意見聴取をし、公開する場合における不利益の有無、程度等について、事前に十分な調査を行うこと。

5 参加希望者への本基準の周知

要項に基づくプロポーザル方式実施の公表を行う際は本基準も併せて公表し、参加希望者に対して本基準を周知する。

6 この基準に定めのない事項及び特別の事情によりこの基準によらない場合は、条例その他関係法令等に基づき、町が取扱いを決定する。